

学校教育目標：自ら学び、心豊かに成長し続ける児童の育成

白石町立六角小学校便り



こうばい

第3号 令和5年5月9日
文責：校長 日高祐子

六角小HP
<https://www.education.saga.jp/hp/rokkaku-e/>

◆みんなで、交通安全教室 〈4月19日〉



白石警察署の今泉交通課長様、交通指導員の川崎様と大串様、町担当の一ノ瀬様においていただき、交通安全教室を実施しました。毎年、新一年生が入学し、春の交通安全週間の頃に行っています。交通安全について体育館でDVDなども視聴して学んだあと、運動場で実技指導を受けました。1～2年生は歩行中心、3～6年生は安全な自転車の乗り方について主に行いました。体育館での講話の中では、交差点や踏切での正しい通行や、道路等での危険な行為などについて、みんな正解を答えることができていましたが、いざ行ってみると……。わかっているようでも、いざ自分が行動するとなると、戸惑う子どもが多いこと！「わかっているつもり」「して

いるつもり」が、いかに多いかということを実感する機会となりました。毎年行っていますが、やはり繰り返し学習していくことが大事です。交通事故に遭わないようにするためには、まずは交通ルールをしっかり守ること。それが「命を大事にすること」につながります。

また、5年の池上葉奈さんが、お礼の言葉で述べた内容が素晴らしいです。六角小校区には踏切が3か所あって登下校で渡る人がいることや、自分の通学路には歩道がないところがあるので気を付けながら登下校していること、今日学んだことをどのように生かして生活していきたいかなどを入れながら、感謝の気持ちを伝えてくれました。学んだことを自分の生活につなげている様子が伝わってきました。きっと、他の教科等の学習でも、そのような学びができていなのでしょう。自分事として学び、学んだことを自分の力とする。そんな六角っ子のお手本のような様子でした。



【メモ】 改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車を運転する場合は、年齢に関係なくすべての利用者が乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません（同乗者も同様）。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないと示されています。

◆1年生を迎える会・歓迎遠足 〈5月2日〉

連休の合間の2日(火)、とても良いお天気に恵まれて「1年生を迎える会」と「歓迎遠足」を実施することができました。

3時間目に体育館で「1年生を迎える会」を行った後、4時間目は縦割り遊びをそれぞれの班で行いました。縦割り班の6年生が遊びを考え、準備してくれていたため、しっかり、たっぷり縦割り班での遊びを楽しむことができたようでした。その後、白石中央公園に向け



花のアーチを通って
6年生と入場したよ！



めざす児童像 【かしこく】【やさしく】【たくましく】

て出発し、縦割り班で昼食をとった後、遊具等で遊びました。縦割り班での活動が中心の一日で、6年生のリーダーさんたちが大活躍でした！公園では、お弁当を食べ終わった6年生が、自分の班の下級生を温かい眼差しで見守る姿が、何とも言えず素敵でした。今回は他校と公園使用が重なったので、学校で縦割り遊びをする時間を取りました。来年度は、公園で過ごす時間を増やせるように調整したいと思っています。



1年生の歌とダンス



たて割り遊び



～ 中央公園にて ～

■4月28日 授業参観&PTA 総会

お忙しい中、授業参観とPTA 総会、学級懇談会においでいただき、ありがとうございました。今回から参観人数の制限をなくすことができ、新学年での学級の様子を気兼ねなく見ていただくことができました。

また、数年ぶりのPTA 総会を開催することができ、今年度のPTA 活動と学校の教育活動等について、説明および承認をいただく場を持つことができました。十分な時間ではなかったかもしれませんが、子どもを中心に、よりよい育ちを共に願い、課題や大切にしたいことを共有する第一歩とすることができていれば幸いです。

『笑顔でチャレンジ六角っ子』に向けて、共にチャレンジを！

■新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行しました。

(学校における教育活動について／お知らせ)

報道等でご存じのことと思いますが、このことに伴って、今後学校では以下のように取り扱いますのでお知らせします。

- 児童及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 5類移行後においても、ご家庭ではお子様の健康状態の把握に努めていただきますようお願いいたします。
- お子様に発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養させてください(毎朝の検温表の提出は、今後必要ありません)。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に活動場面に応じた対策を講じることもありますので、ご承知おきください。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の出席停止の期間につきましては、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童のマスクの着用が推奨されます(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令)。
- 今後は、濃厚接触者としての特定及びその対応は行いません。

